

入札参加にあたっての留意事項

以下の事項をご承諾のうえ、入札に参加願います。

1 はじめに…

この入札の対象となる本賃貸借契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により行う、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（敷地への設置の場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条の規定に基づく土地賃貸借契約）です。

2 入札貸付料率は…

入札貸付料率は、市に支払う貸付料を算定するために、売上げ（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績額の 108 分の 100 に相当する額）に乗じる割合です。

3 入札回数は…

落札者がいない場合、3 回まで入札を繰り返します。

4 入札にあたって…

(1) 入札の参加

入札参加者は、市が指定した時刻までに指定した場所に出席することとし、入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

(2) 入札書への貸付料率の記入方法

入札書には、希望貸付料率を記入します。

なお、落札者と契約する月ごとの貸付料は、自動販売機の月ごとの売上金額に落札貸付料率を乗じて得た額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

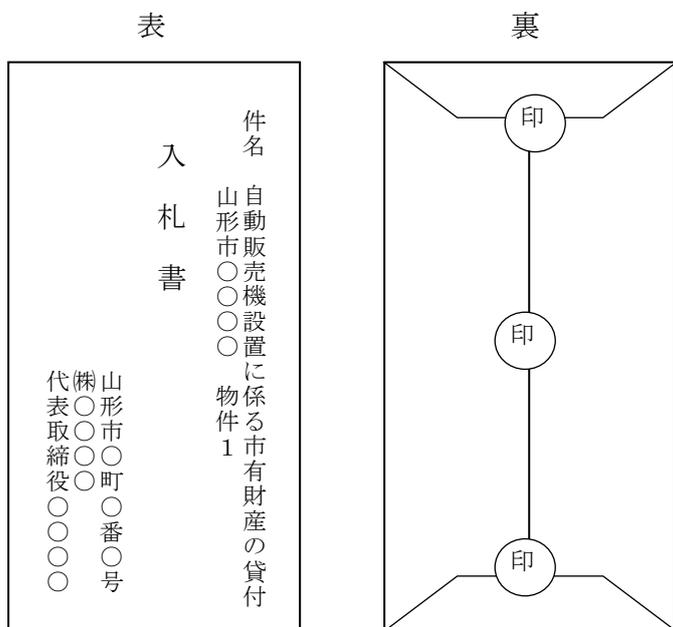
(3) 入札書に記入する数字及び記載事項の訂正

入札書に記入する数字は、アラビア数字を用います。

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に 2 線を引き押印のうえ、上部に正書してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式9）を封印する封筒（長形3号の定型封筒）の表面に、①「入札件名及び物件番号」（件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付け」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。）、②「入札書」、③「入札者の氏名（法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名）」を記載し、上記アの入札書を封印すること。下記の図を参照。



- ※ 封筒（裏）の封印は、代表者の代表印を押印してください。
- ※ 代理人が出席する場合は、代理人の印鑑を押印してください。
- ※ 封印がない場合は入札書が無効になる場合がありますのでご注意ください。

イ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式7）の写し1部を、入札前に提出すること。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状（様式9-2）1部に必要事項を記載・押印し、入札前に提出すること。下記の図を参照。

入 札 書	
山形市長	年 月 日
住所 山形市〇〇〇 商号 株式会社〇〇〇 氏名 代表取締役〇〇〇〇 <small>（法人の場合は法人名及び代表者の氏名）</small> 代理人 〇〇〇〇 ㊟	
<p>注) ①代表者の押印は、必要ありません。 ②代理人の印鑑は必ず押印してください。 ※委任状にある代理人使用印鑑を押印してください。 ※代理人の印鑑がない入札書は無効になる場合があります。</p>	

(5) 入札書の引換え等の禁止

提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する参加者の入札は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ウ 金額を訂正した入札
- エ 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- オ 入札に際して不正の行為があった入札
- カ その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

- ア 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。
- イ 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- ウ 入札において、参加者が一者であるとき。
- エ その他市長が必要と認めるとき。

(8) 費用の負担

入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前号の規定により入札を中止した場合も、同様とします。

(9) 入札時の持参書類等

- ア 入札参加資格確認通知書
- イ 身分証（免許証等）
- ウ 入札書及び入札書を入れる封筒
- エ 委任状（代理人の方が入札される場合）
- オ 委任状に押印した代理人の印鑑（代理人の方が入札される場合）